

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団の理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団定款(以下「定款」という。)第9条及び第24条の規定に基づき、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員 定款第17条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員 定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち、事業団を主たる勤務先とする定款第17条に規定する副理事長をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 費用 職務遂行にともない発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、期末手当及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員(茅ヶ崎市職員及び事業団職員は除く。)については、その職務のため、理事会、評議員会等に出席したときは、別表1に定める報酬を支給する。
- (3) 非常勤役員については、その職務のため、理事会、評議員会等に出席に際し費用が発生したとき、若しくは事業団業務を行うために市外に出張したときには、事業団職員旅費規程に準じて旅費を支給する。
- (4) 評議員については、その職務のため、評議員会等に出席したときは、別表2に定める報酬を支給することとし、出席に際し費用が発生したとき、又はその職務のために市外に出張したときには、事業団職員旅費規程に準じて旅費を支給する。ただし、所属機関の規定により支給を受けられない場合は、当該評議員には支給しない。

2 役員及び評議員(以下「役員等」という。)には退職手当は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
 - (2) 期末手当については、別表4に定める額
 - (3) 通勤手当については、事業団職員給与規程第14条の規定に準じた額
- 2 常勤役員が職務のため出張したときは、事業団職員旅費規程に準じて旅費を支給する。

(常勤役員の勤務条件)

第5条 常勤役員の勤務については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、週5日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日は勤務日数から除く。
- (2) 勤務時間は週30時間以内とし、1日の勤務時間の割り振りは、午前9時から午後4時までとする。なお、勤務時間の割り振りにおいて、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等の支給時期等については、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当は、毎月20日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。
 - (2) 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するときは、それぞれ基準日の属する月に別に定める日に支給する。
- 2 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき金額から、当該控除すべき金額を控除して支払うものとする。
- 3 役員等の報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第7条 月の1日から末日までの期間中報酬（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）の支給定日後において新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日までに支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用弁償)

第9条 事業団は、非常勤役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第10条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団の理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程（平成5年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員の報酬

日額 10,000円

別表2 評議員の報酬

日額 10,000円

別表3 常勤役員の報酬

月額 315,000円

別表4 常勤役員の期末手当

6月の期末手当 報酬月額×1.25か月分

12月の期末手当 報酬月額×1.25か月分